

●厚労省「103万円の壁」に便乗？

「103万円の壁」が話題に上ったのに合わせ、厚生労働省から「106万円の壁」撤廃案が浮上。

＜厚生労働省が壁の撤廃へ動く？＞

厚生労働省はパート社員等の厚生年金適用要件を撤廃する方向で調整に入った。配偶者の扶養内で働く人が手取り収入の減少を意識する「106万円の壁」は無くなることに。2025年は5年に一度の年金制度改正の年にあたり、25年の通常国会で改正法案が提出されるもよう。

●手取りを増やすはずが…！

「103万円の壁」引き上げは手取りを増やす話ですが、「106万円の壁」撤廃は厚生年金の対象を拡大する話。「106万円の壁」撤廃で社会保険料負担が生じれば、「103万円の壁」引き上げによる減税効果は消え、手取りは減ることになり、話が違ふと言いたいところです。

今、社会保険制度は？



●加入拡大への改正が続く

2022年、24年と続く社会保険の適用拡大に向けた改正ですが、社員501人以上の企業はすでに16年からスタートしており、20年の年金制度改正法により、パートやアルバイトでも要件を満たす場合には適用対象に。

＜パート従業員の加入拡大、これまでの経緯＞

2016年10月～	2022年10月～	2024年10月～
501人以上規模	101人以上規模	51人以上規模
週の所定労働時間20時間以上		
雇用期間：1年以上の見込み	雇用期間：2ヵ月超の見込み	
賃金月額8.8万円（年収106万円）以上		
学生でないこと		

●10月に改正されたばかり！

今年10月から、従業員規模51人以上の企業では①週20時間以上労働、②年収106万円以上であれば、学生を除き社会保険に加入する義務が生じ、新たに約65万人が対象に。

＜社員は手取り減、会社は負担増＞

年収106万円で社会保険に加入すると社会保険料は年15万円程度で、105万円で働くのをやめた場合より手取りが減ってしまう。加入前より手取りを増やすには年収125万円になるまで働く必要が。一方、保険料は労使折半なので会社は同額負担でコスト増がのしかかる。

●どさくさ紛れの「壁撤廃」？

専門家によると、「今年は5年に一度の財政検証の年ですが、年金部会や有識者会議でも「106万円の壁」撤廃の議論はなく、次の改正で「51人の規模要件」をなくし、将来的に月収5万8000円（年収約70万円）以上の全員が厚生年金に加入というシナリオだったところにいきなり「106万円の壁」撤廃の話が！」

●106万円の壁が撤廃されると…

労働時間基準は残されるようですが、従業員規模の要件がなくなれば、週の労働時間が20時間以上であれば、年収を問わず加入することに。現在は50人以下の中小企業は『年収130万円までは加入不要』だったのに、これで一挙に「130万円の壁」も消滅することに？

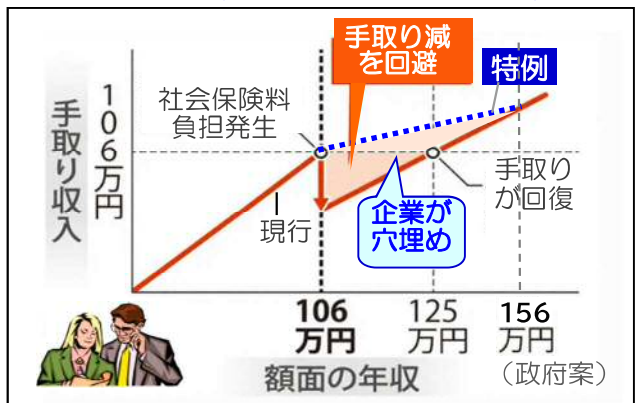
＜新たに200万人が対象に＞

厚生労働省は「106万円の壁」撤廃（年収要件の撤廃）で新たな対象者が全国200万人にのぼると推計。週20時間以上という労働時間要件は残るため、負担を避けて労働時間を抑制する動きがあれば、働き控えの問題は解消されない。

●パートの社保、会社が肩代わり？

厚労省は働く時間が増えると社会保険料が発生して手取りが減る「年収の壁」対策として、従業員側の負担を会社が肩代わりする仕組みを整備する方針を打ち出しました。

＜パートの保険料負担を軽減する特例＞



＜従業員の負担急増を抑えて人手確保？＞

厚生年金保険料の負担を労使折半ではなく、柔軟に変更できる案を示した。働き控えを防ぐ狙いがあるが、労使の負担割合が1対9や、3対7など企業間で割れる可能性がある。健康保険も協会けんぽで同様の制度を検討する。

●かえって格差を招くのでは？

日本商工会議所小林会頭は「企業に、より多くの負担を求めるのは不公平だ」と批判し、「会社負担率を上げる企業が多いとは思えない」と。経団連十倉会長は「新たな企業間格差を生むことになるのではないか」と疑問を呈し

ています。

●岸田前首相肝いりの助成金！

厚労省は昨年10月、従業員51人以上の会社の「106万円の壁」対策として、「年収の壁・支援強化パッケージ」制度を創設しています。

＜年収の壁・支援強化パッケージ＞

年収106万円以上となることで社会保険料負担を避け、就業調整してしまうパート社員に対し、手取りを減らさない取り組みをした企業に対し、1人当たり最大50万円の助成金を支援。

人手不足解消や賃上げに向けて、岸田前首相の肝いりで始まった施策ですが、「使い勝手が悪い」との声があり、厚労省が利用を促すも、導入1年で利用は推計の半分以下の状況です。

●手取り補てんは政府から企業へ？

これは2年間の時限措置で2025年には終了します。この時限措置の後継制度として政府が考えているのが、基本労使で折半する社会保険料を企業がより多く負担することで、従業員の手取減少を回避する措置で、今回「106万円の壁」撤廃で前倒しの提案となったようです。

手取り減少の補てんを政府から企業に変えるもので、中小企業には大きな負担に。

●2026年10月に壁撤廃へ！

最終的には、週20時間以上働く人は原則、社会保険料負担が生じることになります。

＜加入拡大への今後のシナリオ（政府案）＞

2026年 4月	会社が社会保険料肩代わり可能に ⇒年収156万円未満の者の手取りの減少を回避
2026年10月	年収「106万円の壁」撤廃 ⇒110万人新規加入（51人以上の企業対象）
2027年10月	企業規模要件撤廃 ⇒70万人が加入（50人以下の企業対象）
2029年10月	5人以上の個人事業所、全業種対象 ⇒20万人が加入（20時間以上、原則全員加入）

出所：日本経済新聞、2024年財政検証

社会保険制度を考える

●ジワリ負担増の社会保険料！

◆健康保険料は値上がりしている？

日本国民すべてが公的医療保険に加入する国民皆保険制度が整えられたのは1961年。その後、急速な少子高齢化などの大きな環境変化に直面しながら、医療保険制度を持続させるため改正が度々行われています。61年の健康保険料率は6.3%でしたが、現時点では10.0%に。

◆厚生年金保険料の推移は？

日本の年金制度は1875(明治8)年にスタートしました。1942(昭和17)年からは工場などで働く男性労働者が対象となる「労働者年金保険法」が始まり、さらに44年からは男性事務員・女性労働者に対象が拡大され、名称も「厚生年金保険法」に。発足当時4.9%の料率は現時点では3.7倍の18.3%まで上昇。

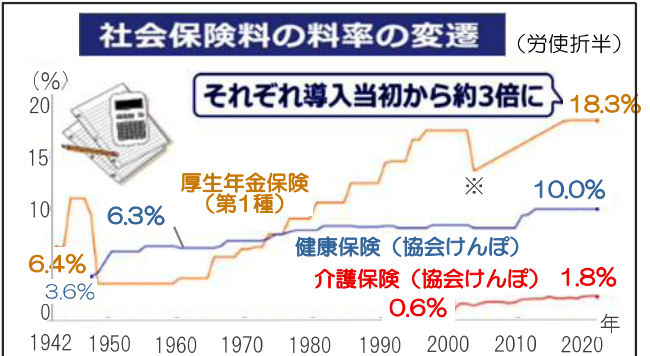
＜毎年上昇のきっかけは、年金制度の改正＞

2004年の年金制度改正で、急速な少子高齢化に対して年金財政を確保するため、“給付と現役世代の負担”の両面への見直しが行われた。

現役世代が負担する料率は04年10月時点では13.934%だったが、その後毎年0.354%ずつ引き上げられ17年には18.3%になったが、それ以降は今のままの料率で固定されている。

◆介護保険料も値上がりの一途

介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして2000年に創設。料率は制度が始まった当初は0.60%でしたが、24年経過した現時点では約3倍の1.82%まで上昇。



※総報酬制導入のため（賞与にも社会保険料がかかるようになりその分、月給にかかる料率が下がった。）

●給料は料率ほど上がってない？

データが残っている1978年から、社会保険料の料率と平均年収（男性）を比べてみると、2000年前後から、料率の上げ幅に対して平均年収が伸びていないことが分かりました。

＜バブル後、負担感が大きくなって＞

1990年代半ばまでの平均年収および社会保険料のうち厚生年金の料率は比例して同じ上げ幅を維持。しかし、バブル崩壊以降、平均年収はほとんど横ばいか、むしろ減少傾向に転じた一方で料率は2003年から上がり続けていた。

●人件費コストが中小の負担に！

社会保険料を肩代わりできる余力があるのは大企業に限られ、中小企業は最低賃金の上昇もあり、人件費コストが重くのしかかってくるのが実情。時給上昇が重荷で採用を抑える企業もあり、人手不足の折でも、パートの求人数が3年半ぶりに減少したという調査データも。

確定申告シーズン到来！今年のポイントは？



●臨時収入をチェックしておこう！

臨時収入があると、確定申告が必要となる場合があります。

◆原稿料や講演料の臨時収入

フリーマンが副業で原稿料や講演料を受け取って年間で20万円を超えると確定申告が必要です。

必要経費は計上できますが、雑所得で申告する場合、赤字でも他の所得との通算はできません。

◆生命保険の満期金や解約返戻金

満期金や解約返戻金を受け取った際、支払った保険料を控除しても50万円以上利益が出る場合は、一時所得の申告が必要です。

一時所得：(満期金等-保険料-50万円)×1/2

◆プラチナや金の売却益

プラチナや金地金の売却益も確定申告が必要です。下表のとおり所有期間に応じて所得を計算し、給与や事業所得などと合算し税金を計算します。

所有期間 5年超	(譲渡価額－取得費－譲渡費用)×1/2 －50万円
5年以下	(譲渡価額－取得費－譲渡費用)－50万円

1回200万円以上の取引は、業者から税務署へ届出されていますので、申告もれにはご注意ください！

◆ネットオークションでの収益

不要となった子供服やCDの売却収入は原則非課税ですが、営利目的で仕入れて売却を繰り返す場合は、事業性があるため確定申告が必要です。

●マイナポータル連携の確定申告とは？

昨年からはまったマイナポータル連携での確定申告。事前に設定しておけば、収入や控除関係データを取り込んで楽に申告ができそうです。

ただ、勤務先が給与所得の源泉徴収票について税務署へ電子申告するのは、原則、年収500万円超の場合なので、連携できない人はご注意ください。

マイナポータルから連携できる収入および控除データ

収入	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得の源泉徴収票（勤務先が税務署へ電子申告した場合に限定） 公的年金の源泉徴収票 株式等の特定口座年間取引報告書*
控除	<ul style="list-style-type: none"> 医療費（1～12月分）の窓口負担額 ふるさと納税（寄付金控除）* 生命保険料控除、地震保険料控除* 住宅ローン年末残高証明書* 住宅借入金等特別控除証明書（希望者に限定） 特定口座年間取引報告書* 国民年金保険料、国民年金基金掛金 小規模企業共済等掛金控除（iDeCo含む）

*マイナポータル対応の金融機関などが発行する場合に限る

●今年も人気“ふるさと納税”

実質2,000円でさまざまな返礼品がもらえると人気の“ふるさと納税”。寄付額から2,000円を差引いた金額を、所得税と住民税から控除できる制度です。



◆ワストップ 納税利用時の注意点

5自治体までの寄付なら、ワストップ 特例制度の利用で確定申告も不要ですが、医療費控除などで確定申告する場合は「寄付金控除」も申告が必要ですので、お忘れなく！

◆返礼品のもらいすぎにも注意！

受領した返礼品の総額が年間50万円を超えると、超過分の1/2が一時所得として課税されます。返礼品は寄付金の3割以下にすることが義務付けられているため、概算でも確認できます。

●5年遡って申告できる医療費控除

医療費控除は、年間10万円（または総所得金額の5%）を超えた部分が対象です。申告を忘れていても確定申告していない年分なら、5年間は遡って還付申告できます。

なお、医療費領収書の提出義務はありませんが、手元で5年間保存が必要です。

◆高額医療費と保険金に注意！

高額医療費や入院給付金や通院給付金などは、かかった医療費から控除が必要です。お忘れなく！

◆通院交通費も控除対象

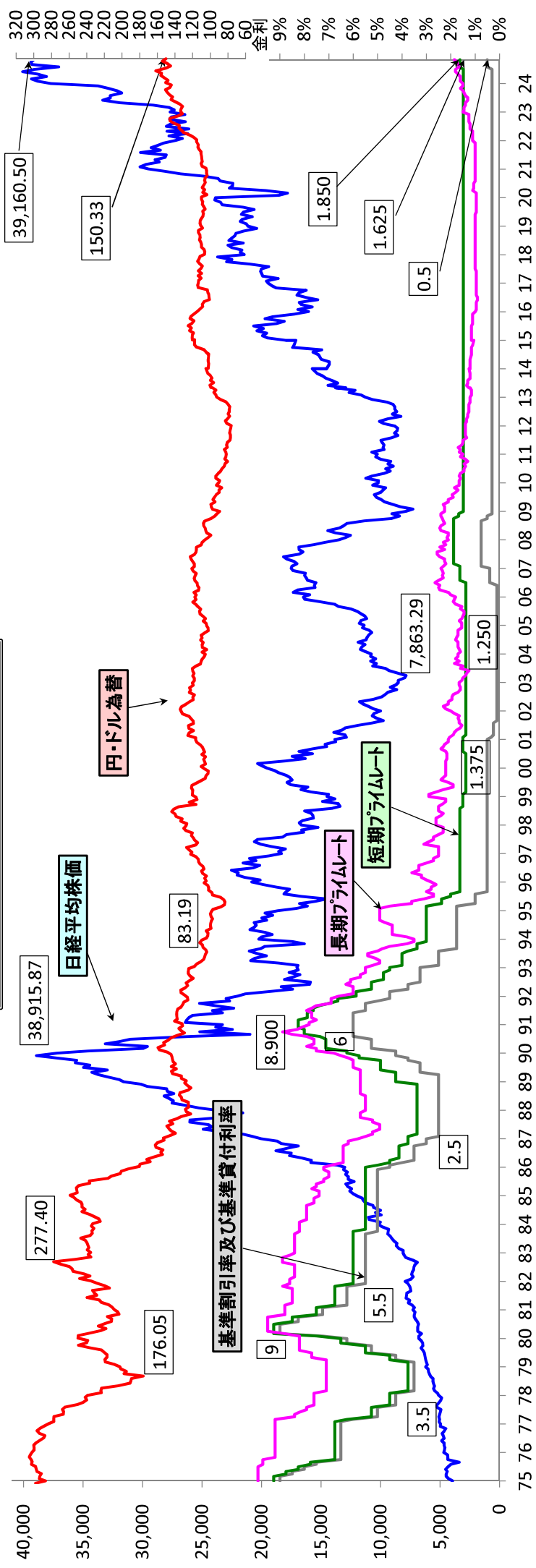
バスや電車のほか、夜間通院や骨折時のタクシー代も医療費控除できます。ただし、自家用車のガソリン代は対象にならないので、ご注意ください！

所得税の納税方法

	納付方法	説明	事前手続き	利用上限額
現金納付	金融機関や税務署の窓口納付	納付書で納付	-	-
	コンビニ決済	納付書で納付	国税庁HPでQRコード作成し納付書準備	30万円以下
電子納税	振替納税	届出口座から指定日に振替	e-Taxまたは書面で口座届出	-
	ダイレクト納付	指定日に口座振替	e-Tax利用、口座登録	-
	インターネットバンキング	指定口座から納付	e-Tax利用	-
	クレジットカード決済	カード決済（手数料負担必要）	-	1,000万円未満（カードの上限）
	スマホアプリ決済	PAY払い（7種類）	-	30万円以下（アプリ上限）

金利・為替・株価推移表

日経平均株価



2024年12月9日

基準貸付金利	0.50%
短期プライムレート	1.825%
変動長期プライムレート (3年内)	1.925%
プライムレート (3年超)	2.125%
長期プライムレート	1.850%
プライム35(住宅ローン)	1.860%
日経平均株価	39,160円
為替(円/ドル)	150.33円

年度	景気	為替	金利	株価	出来事
1955	不況	176.05	9%	176.05	電気釜、洗濯機等家庭電化時代
1956	不況	176.05	9%	176.05	経済白書「もはや戦後ではない」
1957	不況	176.05	9%	176.05	皇太子結婚、TV番組2百万台突破
1958	不況	176.05	9%	176.05	万円の札発行、大卒初任給1万2千円
1959	不況	176.05	9%	176.05	国民所得倍増計画が収支4万5千円
1960	不況	176.05	9%	176.05	サツマ市住宅4万競争率52倍
1961	不況	176.05	9%	176.05	大都会市住宅4万競争率52倍
1962	不況	176.05	9%	176.05	兼業農家4万競争率52倍
1963	不況	176.05	9%	176.05	兼業農家4万競争率52倍
1964	不況	176.05	9%	176.05	東京オリンピック開催
1965	不況	176.05	9%	176.05	東芝の3Cが三種の神器
1966	不況	176.05	9%	176.05	カラオケ、TV、ロケットが三種の神器
1967	不況	176.05	9%	176.05	ECNP11号月書白
1968	不況	176.05	9%	176.05	アボロ平均高白
1969	不況	176.05	9%	176.05	世帯平均高白
1970	不況	176.05	9%	176.05	沖縄返還の調印式
1971	不況	176.05	9%	176.05	沖縄返還の調印式
1972	不況	176.05	9%	176.05	沖縄返還の調印式
1973	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
1974	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
1975	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
1976	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
1977	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
1978	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
1979	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
1980	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
1981	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
1982	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
1983	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
1984	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
1985	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
1986	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
1987	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
1988	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
1989	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
1990	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
1991	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
1992	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
1993	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
1994	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
1995	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
1996	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
1997	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
1998	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
1999	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
2000	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
2001	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
2002	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
2003	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
2004	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
2005	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
2006	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
2007	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
2008	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
2009	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
2010	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
2011	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
2012	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
2013	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
2014	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
2015	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
2016	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
2017	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
2018	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
2019	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
2020	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
2021	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
2022	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
2023	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足
2024	不況	176.05	9%	176.05	第1次石油ショック、紙不足